

全国健康保険協会管掌健康保険

被扶養者に対する集団健診受診勧奨業務委託実施要領

目次

- 1 業務概要
- 2 受託機関
- 3 委託契約
- 4 費用負担
- 5 実施期間
- 6 実施方法
- 7 実施規模
- 8 その他

令和6年4月

1 業務概要

本業務は、健康保険法第150条及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）大分支部が保健事業として実施する40歳以上75歳未満の協会けんぽの被扶養者（以下「特定健診対象者」という。）に対する、特定健康診査（以下「特定健診」という。）、及び健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき大分県内の市町村（以下「市町村」という）が実施する「がん検診」の同時受診勧奨を実施するもの。

2 受託機関

受託機関に必要な要件は次のとおりとする。

- (1) 本業務を受託する健診機関は、協会けんぽ大分支部及び市町村と集団方式による特定健診を集合契約にて締結済みの健診機関（以下「受託機関」という。）とする。
- (2) 受託機関は、受診勧奨に必要な健診日の設定や勧奨内容等を市町村及び協会けんぽと主体的に調整可能な機関とする。
- (3) 受託機関は、受診希望者からの返信受付が可能な機関とする。

3 委託契約

特定健診の実施にあたっては、既に協会けんぽと集合契約もしくは個別契約を締結済みであるため、本業務にかかる契約は不要とする。

4 費用負担

本勧奨業務にかかる印刷及び往信費用は協会けんぽが負担する。
ただし、往復はがき等で勧奨を希望する場合、返信にかかる費用は受託機関の負担とする。（返信先は受託機関）

5 実施期間

本業務は、2024年5月から2025年3月の間に実施する。ただし、受診勧奨を実施する場合は、発送希望日の1ヶ月前までには、協会けんぽ及び市町村との調整を終えること。

6 実施方法

本業務は、次の方法により実施する。

- (1) 受託機関は、協会けんぽ大分支部の定める期間までに、（別紙1）「特定健康診査受診勧奨受託申請書」の申請を行う。
- (2) 受託機関は、受診勧奨を行う2ヶ月前までに実施計画書（任意様式）を協会けんぽへ提出する。なお、実施計画書にはスケジュール、実施

見込み件数の他に受診率向上の工夫を盛り込むこと。

- (3) 受託機関は、市町村と健診実施日等の調整及び勧奨はがきのレイアウト等の調整を行う。レイアウト及び健診実施予定件数は発送希望日の1ヶ月前までに協会けんぽの承認を得ること。
- (4) 協会けんぽ大分支部は、特定健診対象者への勧奨案内の印刷及び発送を行う。
- (5) 受託機関は、健診希望者の受付を行う（受付締切りは、受託機関が任意に設定する）。
- (6) 受託機関は、計画の日時・会場にて集団健診実施後1ヶ月を目途に特定健康診査の実施状況を、協会けんぽ大分支部に報告する。
- (7) その他詳細事項については、支部担当者と別途協議し決定する。

7 実施規模

大分県内全体で22,000名を上限に勧奨を実施する見込み。

8 その他

健診等実施に要する諸経費（会場使用料等含む）は、すべて受託機関の負担とし、健診等実施（整理等含む）にかかるスタッフ等についても、すべて受託機関が用意し実施すること。また、申込者僅少の場合でも協会けんぽ大分支部からの再勧奨等を行わない。

なお、当該業務に疑義が生じた場合は、協会けんぽ大分支部と受託先責任者との間において協議のうえ決定することとする。